

神奈川県監査委員公表第 11 号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県公安委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成 30 年 7 月 27 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣  
 同 高 岡 香  
 同 太 田 眞 晴  
 同 佐 藤 光  
 同 高 橋 稔

1 措置の対象となった監査の結果

平成29年12月 8 日（神奈川県公報号外第53号）神奈川県監査委員公表第13号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち公安委員会分 1 箇所に係る 3 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務部施設課	平成29年 8 月 7 日（平成29年 6 月 13 日、同月 16 日、同月 23 日及び同月 26 日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 契約事務において、産業廃棄物の運搬及び処分の委託契約 1 件（単価契約、支出額 1,885,329 円）の締結に当たり、契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令により義務付けられている再生の方法及び再生に係る施設の処理能力の記載を行っていなかった。</p> <p>2 工事事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 松田警察署新築工事（機械）（平成 26 年度から 28 年度までの継続費）の設計額の積算に当たり、換気設備（空調換気扇）の機器材料費について、最低見積価格に誤った実勢率を乗じて算出していたため、設計額（241,390,800 円）が 777,600 円過大であった。</p> <p>(2) 庁舎解体工事实施設計業務委託（契約額 2,084,400 円）の設計額の積算に当たり、ア</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の認識が不十分であったため、必要な項目が記載されなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、契約事務の審査機関、支払機関とともに関係法令を正しく認識し確認に努めるとともに、複数職員による確認体制をとることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 工事事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 実勢率の誤りについては、設計書作成過程において、対象品目の認識が不十分であったことから、誤った実勢率を乗じたことにより、設計額が過大となったことによる</p>

		<p>スベスト分析調査について、複数の価格情報誌に掲載された単価の平均値を採用すべきところ、一誌の掲載単価のみによっていたため、設計額が32,400円過大であった。</p>	<p>ものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、見積比較表の個々の品目を確認するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 単価の誤りについては、設計書作成過程において、複数の価格情報誌に掲載項目が無いと誤認したことから、設計額が過大となったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、単価を整理した刊行物単価一覧表を作成し、複数の職員による点検と確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	--	--	---